

基準体系の評価・検証に関する資料

－ 目 次 －

	頁
I 現行の生活扶助基準額の算定方法について	1
II 現行の生活扶助基準の設定方法について	2
III 生活扶助基準の体系(設定及び算定方法)に関する論点	3
IV 世帯人数別の生活扶助基準額の検証	5
V 年齢別の生活扶助基準額の検証	7
(参考)生活保護制度の在り方に関する専門委員会(平成15年～16年)報告書における指摘	10

I 現行の生活扶助基準額の算定方法について

○生活扶助基準額は世帯員の年齢に応じて設定されている「第1類費（個人別経費）」と世帯の人数に応じて設定されている「第2類費（世帯共通的経費）」を合計して算定。

①第1類費（食費、被服費等が相当）

世帯員の年齢に応じて、個人単位で設定した経費

（1級地-1の場合）

単位：円

	0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～19歳	20～40歳	41～59歳	60～69歳	70歳以上
第1類費	20,900	26,350	34,070	42,080	40,270	38,180	36,100	32,340

注1 世帯人数が4人の場合は、各世帯員の年齢に応じた額の合計額に0.95を乗じて算定

注2 世帯人数が5人以上の場合は、各世帯員の年齢に応じた額の合計額に0.90を乗じて算定

②第2類費（光熱水費、家具家事用品費等が相当）

世帯人数に応じて、世帯単位で設定した経費

（1級地-1の場合）

単位：円

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人以上1人を増すごとに加算する額
第2類費	44,720	49,740	55,280	57,410	520

（参考）第1類費と第2類費の分類

	第1類費	第2類費
食料	○	
住居（修繕材料）		○
光熱・水道		○
家具・家事用品		○
被服及び履き物	○	
保健医療		○
交通・通信	○ （鉄道運賃等）	○ （電話通信料等）
教育	○	
教養娯楽	○ （月謝等）	○ （新聞等）
その他の消費支出	○ （理美容サービス等）	○ （交際費等）

<生活扶助基準額の算定例>

33歳夫、29歳妻、4歳子からなる世帯

$$40,270\text{円} + 40,270\text{円} + 26,350\text{円} + 55,280\text{円} = 162,170\text{円}$$

(33歳の1類費) (29歳の1類費) (4歳の1類費) (3人世帯の2類費)

II 現行の生活扶助基準の設定方法について

- 現行の生活扶助基準は、3人世帯を基軸として設定。
- 一般世帯の消費実態の第1類費(食費、被服費等が相当)と第2類費(光熱水費、家具家事用品費等が相当)の構成割合を参考として、生活扶助基準を第1類費と第2類費に展開。
- 第1類費については、年齢別の栄養所要量を参考とした指数で展開。
- 第2類費については、一般世帯における世帯人数別の消費支出を参考とした指数で展開。

現行の生活扶助基準の設定方法

3人世帯の生活扶助基準額
162,170円(100.0%)
33歳・29歳・4歳

一般世帯の消費実態の第1類費と第2類費の構成割合を参考として第1類費と第2類費に展開
第1類費：106,890円(65.9%)
第2類費：55,280円(34.1%)

○第1類費(食費、被服費等が相当)
年齢別の栄養所要量を参考とした指数で展開

	0~2歳	3~5歳	6~11歳	12~19歳	20~40歳	41~59歳	60~69歳	70歳~
現行の第1類費	51.9	65.4	84.6	104.5	100.0	94.8	89.6	80.3

単位:円

	0~2歳	3~5歳	6~11歳	12~19歳	20~40歳	41~59歳	60~69歳	70歳~
基準額	20,900	26,350	34,070	42,080	40,270	38,180	36,100	32,340

○第2類費(光熱水費、家具家事用品費等が相当)
世帯人員別の消費支出(第2類費相当)の指数を参考として展開

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
現行の第2類費	81.5	90.2	100.0	103.5	104.3

単位:円

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
基準額	44,720	49,740	55,280	57,410	57,930

Ⅲ 生活扶助基準の体系(設定及び算定方法)に関する論点

○3人世帯を基軸として設定することの妥当性

これまでは一般世帯において標準的な世帯である3人世帯を基軸として設定してきているが、被保護世帯の7割以上を単身世帯が占める現状においては、単身世帯を基軸として設定するのがいいのではないか。

・世帯人数による消費支出の差

世帯人数ごとの生活扶助基準の傾斜は、全国消費実態調査の調査結果による消費実態を反映したものとなっているか。

→第1類費、第2類費ともに世帯規模の経済性がはたらいているので、区分は必要ないのではないか。

・年齢による消費支出の差

年齢区分ごとの生活扶助基準の傾斜は、全国消費実態調査の調査結果による消費実態を反映したものとなっているか。

生活保護における標準世帯の推移と世帯人数別構成割合

標準世帯 の推移	年 度	被保護世帯の世帯人数別構成割合					
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人以上
標準5人世帯	↓	%	%	%	%	%	%
	昭和35	35.1	14.6	13.0	12.9	10.7	13.6
標準4人世帯	昭和36	37.1	14.8	12.9	12.6	10.1	12.5
	↓						
標準3人世帯	昭和60	57.3	20.2	11.5	6.6	2.7	1.7
	↓						
	昭和61	58.5	20.1	11.1	6.2	2.5	1.5
	↓						
	平成18	74.2	16.7	5.5	2.3	0.8	0.4

資料:被保護者全国一斉調査(基礎)

IV 世帯人数別の生活扶助基準額の検証

- ほぼ全ての費目でスケールメリット(規模の経済)がはたらいている。
- 多人数世帯において、生活扶助基準額と消費支出額の指数の乖離が大きくなっている。
- 世帯人数別の消費支出額の指数は、第1類費相当支出と第2類費相当支出とで大きな差はなく、同様のスケールメリットがはたらいている。

世帯人数別にみた消費支出額(有業者有り世帯)と生活扶助基準額の比較

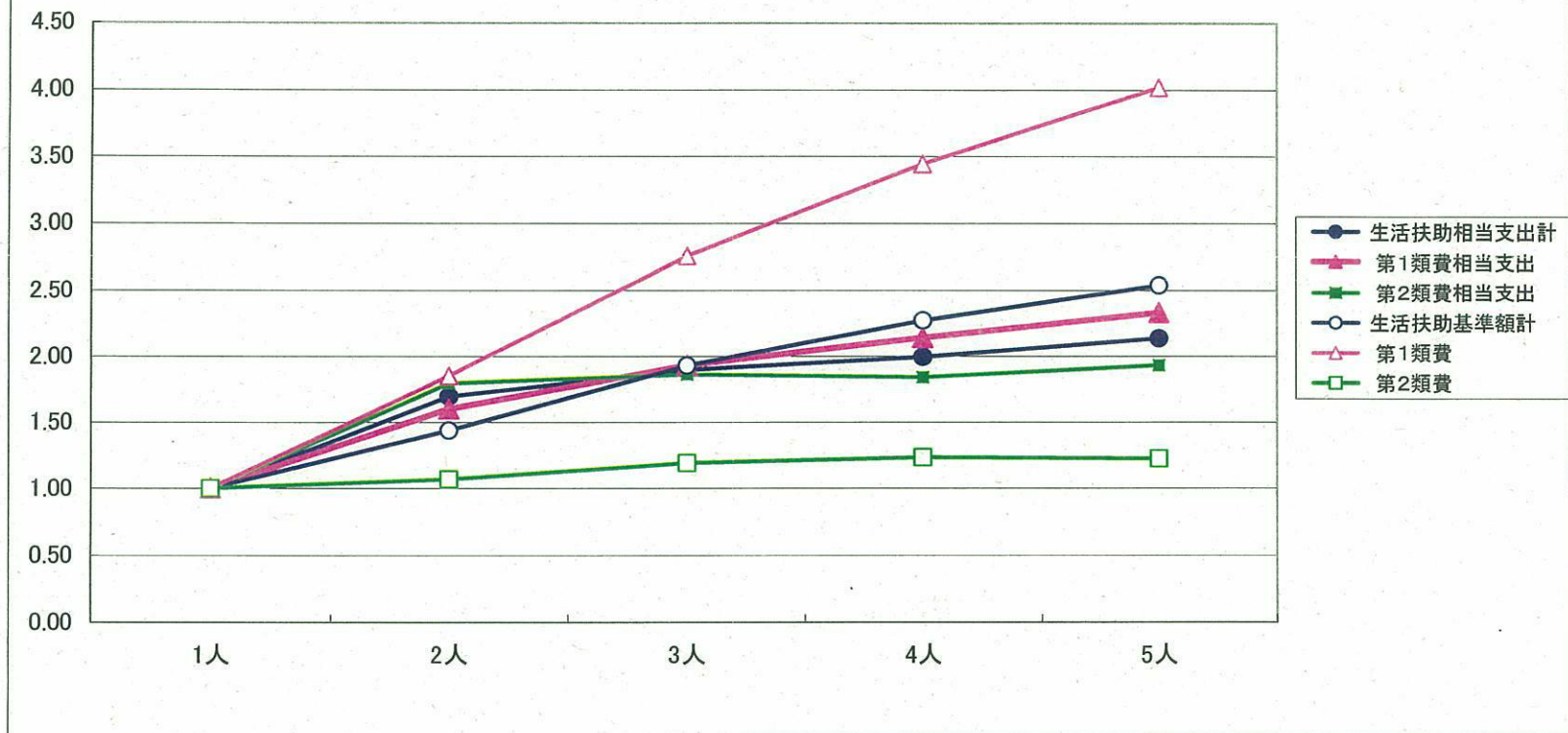
	消費支出額(円)					指数(1人=1.00)					費目別構成割合				
	1人	2人	3人	4人	5人	1人	2人	3人	4人	5人	1人	2人	3人	4人	5人
集計世帯数	639	2,493	2,575	2,574	1,195										
生活扶助相当支出計	88,080	149,211	166,949	175,497	188,066	100	169	190	199	214	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
第1類費相当支出	44,875	71,736	86,580	96,057	104,712	100	160	193	214	233	50.9%	48.1%	51.9%	54.7%	55.7%
第2類費相当支出	43,205	77,476	80,370	79,441	83,354	100	179	186	184	193	49.1%	51.9%	48.1%	45.3%	44.3%
食料	28,425	47,427	55,073	59,308	66,862	1.00	1.67	1.94	2.09	2.35	32.3%	31.8%	33.0%	33.8%	35.6%
住居(修繕材料)	87	527	336	222	355	1.00	6.06	3.86	2.55	4.08	0.1%	0.4%	0.2%	0.1%	0.2%
光熱・水道	8,059	14,824	17,233	18,365	21,413	1.00	1.84	2.14	2.28	2.66	9.1%	9.9%	10.3%	10.5%	11.4%
家具・家事用品	3,567	6,540	7,096	6,932	7,347	1.00	1.83	1.99	1.94	2.06	4.0%	4.4%	4.3%	3.9%	3.9%
被服及び履物	6,423	6,429	7,764	9,050	9,026	1.00	1.00	1.21	1.41	1.41	7.3%	4.3%	4.7%	5.2%	4.8%
保健医療	1,956	3,898	3,900	3,884	3,897	1.00	1.99	1.99	1.99	1.99	2.2%	2.6%	2.3%	2.2%	2.1%
交通・通信	9,980	10,856	14,039	15,352	16,393	1.00	1.09	1.41	1.54	1.64	11.3%	7.3%	8.4%	8.7%	8.7%
教育	2	220	791	2,176	2,760	1.00	110	396	1,088	1,380	0.0%	0.1%	0.5%	1.2%	1.5%
教養娯楽	12,553	16,563	17,250	19,738	21,327	1.00	1.32	1.37	1.57	1.70	14.3%	11.1%	10.3%	11.2%	11.3%
その他の消費支出	17,029	41,927	43,468	40,471	38,686	1.00	2.46	2.55	2.38	2.27	19.3%	28.1%	26.0%	23.1%	20.6%
諸雑費	8,071	13,839	14,046	13,376	13,612	1.00	1.71	1.74	1.66	1.69	9.2%	9.3%	8.4%	7.6%	7.2%
こづかい(使途不明)	22	7,546	12,753	14,286	13,792	1.00	343	580	649	627	0.0%	5.1%	7.6%	8.1%	7.3%
交際費	8,131	18,186	13,803	11,201	9,510	1.00	2.24	1.70	1.38	1.17	9.2%	12.2%	8.3%	6.4%	5.1%
仕送り金	804	2,356	2,866	1,608	1,773	1.00	2.93	3.56	2.00	2.21	0.9%	1.6%	1.7%	0.9%	0.9%
生活扶助基準額計	75,393	108,216	145,354	171,350	191,377	100	144	193	227	254	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
第1類費	35,449	65,603	97,796	122,107	142,581	100	185	276	344	402	47.0%	60.6%	67.3%	71.3%	74.5%
第2類費	39,944	42,613	47,558	49,242	48,797	100	107	119	123	122	53.0%	39.4%	32.7%	28.7%	25.5%

資料:平成16年全国消費実態調査特別集計

注1 消費支出額は世帯人数別の年間収入第1・五分位に属する世帯の平均額

注2 生活扶助基準額は、全国消費実態調査の当該世帯のそれぞれの年齢、世帯人数、級地に対応した額を算出し、その平均を用いた。

世帯人数別にみた消費支出額と生活扶助基準の比較



世帯人数別にみた消費支出額(有業者有り世帯)と生活扶助基準額の比較

	1人	2人	3人	4人	5人
生活扶助相当支出計	1.00	1.69	1.90	1.99	2.14
第1類費相当支出	1.00	1.60	1.93	2.14	2.33
第2類費相当支出	1.00	1.79	1.86	1.84	1.93
生活扶助基準額計	1.00	1.44	1.93	2.27	2.54
第1類費	1.00	1.85	2.76	3.44	4.02
第2類費	1.00	1.07	1.19	1.23	1.22

資料:平成16年全国消費実態調査特別集計

注1 消費支出額は世帯人数別の年間収入第1・五分位に属する世帯の平均額

注2 生活扶助基準額は、全国消費実態調査の当該世帯のそれぞれの年齢、世帯人数、級地に対応した額を算出し、その平均を用いた。

V 年齢別の生活扶助基準額の検証

○単身世帯(20歳以上)の生活扶助相当支出額について、仮に「60歳～69歳」の額を1.00とした指数で見ると、「20～39歳」は1.09、「40～59歳」は1.08、「70歳以上」は0.88となっている。

単身世帯(20歳以上)の年齢区分別にみた消費支出額

単位:円

	20歳～39歳	40歳～59歳	60歳～69歳	70歳以上	20歳～39歳	40歳～59歳	60歳～69歳	70歳以上
集計世帯数	971	520	704	940				
生活扶助相当支出計	117,687	116,198	108,001	95,407	1.09	1.08	1.00	0.88
第1類費相当支出計	65,000	57,435	47,982	41,245	1.35	1.20	1.00	0.86
第2類費相当支出計	52,687	58,763	60,019	54,162	0.88	0.98	1.00	0.90
食料	35,941	35,355	32,428	28,761	1.11	1.09	1.00	0.89
住居(修繕材料)	189	503	615	178	0.31	0.82	1.00	0.29
光熱・水道	7,426	8,817	10,123	9,337	0.73	0.87	1.00	0.92
家具・家事用品	3,246	4,488	4,247	4,176	0.76	1.06	1.00	0.98
被服及び履物	12,547	8,419	5,717	4,270	2.19	1.47	1.00	0.75
保健医療	1,881	2,007	3,175	2,970	0.59	0.63	1.00	0.94
交通・通信	13,842	11,110	8,476	6,829	1.63	1.31	1.00	0.81
教育	1	0	3	0	0.33	0.00	1.00	0.00
教養娯楽	22,255	17,437	14,085	12,553	1.58	1.24	1.00	0.89
その他の消費支出	20,359	28,062	29,132	26,333	0.70	0.96	1.00	0.90
諸雑費	9,969	11,329	12,735	9,056	0.78	0.89	1.00	0.71
こづかい(使途不明)	206	137	53	138	3.89	2.58	1.00	2.60
交際費	9,315	14,486	16,031	16,767	0.58	0.90	1.00	1.05
仕送り金	869	2,111	312	372	2.79	6.77	1.00	1.19

資料:平成16年全国消費実態調査特別集計

注 『20～59歳における年間収入:第1～3・五分位の世帯』及び『60歳以上における「年間収入+(貯蓄残高-負債残高)/平均余命」:第1～3・五分位の世帯』を抽出して集計

単身世帯(20歳以上)の年齢区分別にみた生活扶助基準額

	20歳～40歳	41歳～59歳	60歳～69歳	70歳以上
生活扶助基準額計	1.05	1.03	1.00	0.95
第1類費	1.12	1.06	1.00	0.90
第2類費	1.00	1.00	1.00	1.00

(参考) 費目別に消費支出に年齢差があるか

○統計的分析によると、ほぼ全ての費目で年齢別の消費支出額に差がみられる。

単身世帯（20歳以上）の年齢区分別に見た消費支出額

単位：円

	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳以上	差の有無
集計世帯数	704	268	153	367	306	398	399	541	△
生活扶助相当支出計	119,473	114,067	127,146	111,117	108,716	107,459	99,806	92,043	○
食料	36,132	35,554	38,667	33,818	33,571	31,561	30,406	27,503	○
住居(修繕材料)	66	438	107	686	381	793	108	231	—
光熱・水道	6,900	8,489	8,797	8,827	10,451	9,875	9,496	9,215	○
家具・家事用品	3,158	3,425	4,808	4,339	4,307	4,202	4,127	4,214	○
被服及び履物	14,299	8,997	11,075	7,186	5,954	5,537	5,217	3,546	○
保健医療	1,657	2,334	2,163	1,934	3,492	2,935	2,353	3,442	○
交通・通信	15,098	11,297	13,118	10,178	8,825	8,211	7,030	6,675	○
教育	1	0	0	0	7	0	1	0	—
教養娯楽	22,297	22,170	20,431	16,048	13,313	14,670	12,220	12,808	○
その他の消費支出	19,865	21,362	27,980	28,100	28,415	29,674	28,851	24,408	○
諸雑費	9,458	11,006	10,070	11,913	11,995	13,296	10,003	8,333	○
こづかい(使途不明)	256	105	324	50	107	12	218	77	—
交際費	9,055	9,843	13,175	15,094	16,011	16,046	18,085	15,759	○
仕送り金	1,096	409	4,411	1,043	302	320	545	239	○

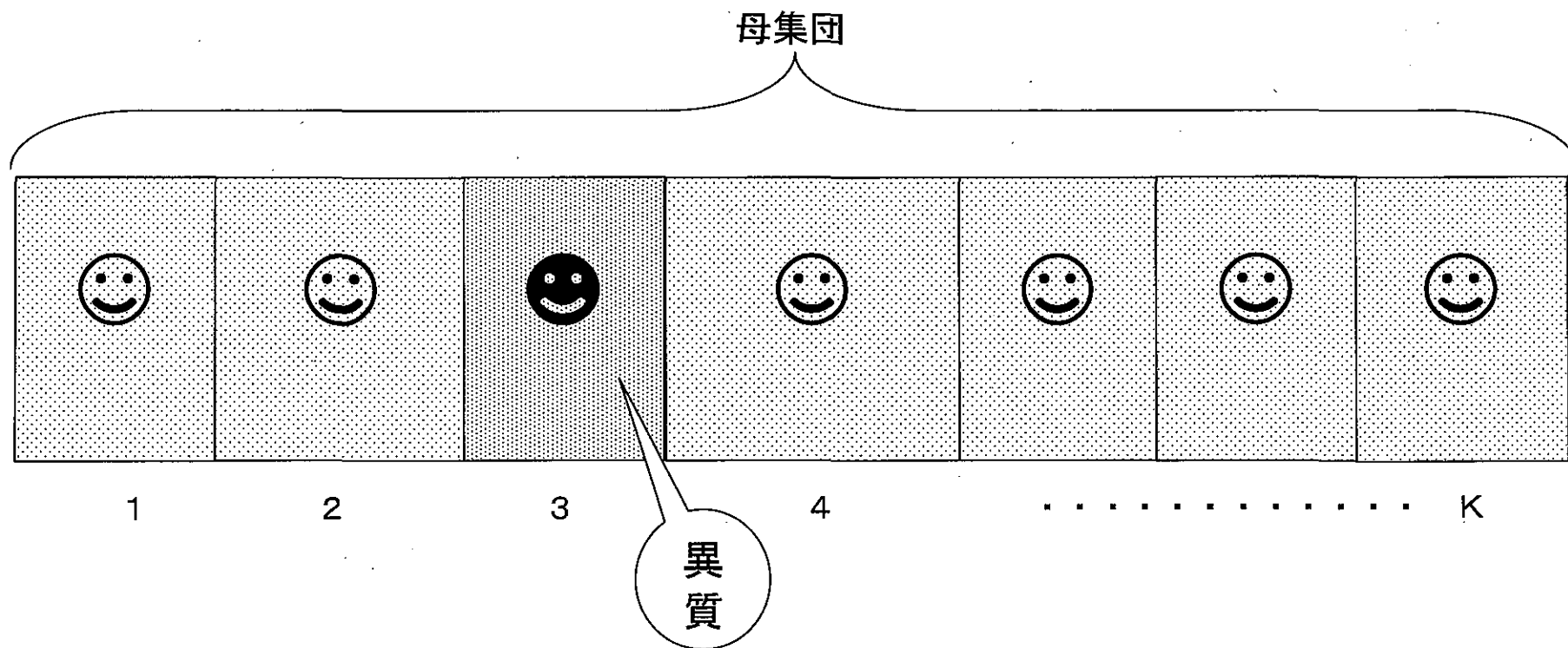
資料：平成16年全国消費実態調査特別集計

注1 『20～59歳における年間収入：第1～3・五分位の世帯』及び『60歳以上における「年間収入＋(貯蓄残高－負債残高)／平均余命」：第1～3・五分位の世帯』を抽出して集計

注2 一元配置分散分析(別紙参照)により、5%水準で年齢による有意な差のある項目は○、ない項目は—

(別紙) 一元配置分散分析について

- K個のグループからなる母集団があるときに、その母集団に関する散らばり具合（各グループの平均値の分散）が、K個のそれぞれのグループ内の散らばり具合（分散）より（有意に）大きいならば、母集団の中に異質なグループがあることが示される統計手法。



(参考)生活保護制度の在り方に関する専門委員会(平成15～16年)報告書における指摘

平成16年12月15日 生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書(抜粋)

○設定及び算定方法

現行の生活扶助基準の設定は3人世帯を基軸としており、また、算定については、世帯人員数分を単純に足し上げて算定される第1類費(個人消費部分)と、世帯規模の経済性、いわゆるスケールメリットを考慮し、世帯人員数に応じて設定されている第2類費(世帯共同消費部分)とを合算する仕組みとされているため、世帯人員別にみると、必ずしも一般低所得世帯の消費実態を反映したものとなっていない。このため、特に次の点について改善が図られるよう、設定及び算定方法について見直しを検討する必要がある。

・ 多人数世帯基準の是正

かねてより、生活扶助基準は多人数になるほど割高になるとの指摘がなされているが、これは人数が増すにつれ第1類費の比重が高くなり、スケールメリット効果が薄れるためである。このため、中間とりまとめにおいて指摘した第2類費の構成割合及び多人数世帯の換算率に関する見直しのほか、世帯規模の経済性を高めるような設定等について検討する必要がある。

・ 単身世帯基準の設定

単身世帯の生活扶助基準についても、多人数世帯の基準と同様、必ずしも一般低所得世帯の消費実態を反映したものとなっていない。また、被保護世帯の7割は単身世帯が占めていること、近年、高齢化の進展や扶養意識の変化に伴って高齢単身世帯の増加が顕著となっており、今後もさらにその傾向が進むと見込まれる。これらの事情にかんがみ、単身世帯については、一般低所得世帯との均衡を踏まえて別途の生活扶助基準を設定することについて検討することが必要である。